

居宅療養管理指導重要事項説明書

＜令和7年6月1日現在＞

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	くみ歯科クリニック
所在地・連絡先	(住所) 〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及 1780-1 (電話) 058-337-8785 (FAX) 058-337-8691
事業所番号	2130600816
管理者の氏名	森川 久美子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	職務の内容
歯科医師	2	居宅療養管理指導の提供
歯科衛生士	4	口腔ケア、口腔リハビリテーション

2 当事業所が、提供するサービス

「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方のご自宅（居宅、施設）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて歯科医師が行うものです。

具体的には、従来の医療保険での往診・訪問診療に加えて、次のことを行います。

- (1) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）及び居宅サービス事業者へ、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供します。
- (2) 要介護者または家族の方、施設職員へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等を行います。
- (3) その他、療養上必要な事項についての指導・助言等を行います。

3 実施時間

通常の場合、訪問診療や往診時に行います。

なお、居宅介護支援事業者への情報提供については、必要に応じて隨時行います。

4 利用料について

（1）医師による『居宅療養管理指導費』

介護保険制度において定められた利用料の1割、2割または3割をいただきます。

在宅時医学総合管理料算定月は居宅療養管理指導費Ⅱを算定します。

歯科医師 487点 (介護保険1割負担の方の自己負担487円)

※1月に2回を限度として算定します。

歯科衛生士 326点 (介護保険1割負担の方の自己負担325円)

（2）「居宅療養管理指導」に関わる交通費については、徴収しません。

（3）利用料等のお支払い方法

自己負担額のお支払いについては、月単位で請求いたします。お支払いは銀行口座振替をご利用ください。

5. その他

（1）居宅療養管理指導、その他介護サービスについてご質問・ご要望等がございましたら、本院までお申し出ください。

（2）居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます

（3）健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

当事業者は、サービス内容・重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 7年 6月 1日

事業者 所在地 岐阜県羽島郡笠松町北及 1780-1
施設名 くみ歯科クリニック
代表者 森川 久美子